



認定調査“ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今年度最後のワンポイントアドバイスとなります。
今年度は認定調査へのご協力ありがとうございました。
来年度もよろしくお願いいたします。

「概況調査の家族状況」について

IV. 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、施設等における状況、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

※家族状況 独居 同居（夫婦のみ） 同居（その他） ※家族状況については、左のいずれかにチェックするとともに特記すべき事項を記載

	事業者名	調査員氏名
--	------	-------

家族状況のチェック欄は、**在宅の場合に家族と同居することとなるか否かの観点**で選択します。そのため、施設入所者であっても、配偶者不在等により、在宅において家族と同居することが想定されない場合は「独居」を選択します。

2-4 食事摂取

注意

最初の数口は自分で摂取できるが、その後は介護者が食事の介助を行う
→「4. 全介助」ではなく、「3. 一部介助」を選択

末梢静脈への**点滴のみ**がされており、経口摂取はない場合
→「1. 介助されていない」を選択

経管栄養もしくは**中心静脈栄養**がされており、経口摂取はない場合
→「4. 全介助」を選択



【介護認定の状況】（R8.3.5時点）

1月申請	588 件のうち審査会の予定が決まっていない数	113 件
2月申請	423 件のうち審査会の予定が決まっていない数	236 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 1516）



認定調査“ワンポイントアドバイス”



(回覧) 調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

2-3 えん下

定義

食物を経口で摂取する際の「えん下」(飲み込むこと)の能力です。

ポイント

- 能力に関する評価になるため、介助の方法のみで選択を取る項目にはなりません。
- 自然に飲み込めるかどうかで判断します。
- 咀嚼の状況を評価するものではありません。

«「1. できる」を選択できる場合»

例) 食事中の飲み込みはスムーズで、むせやつかえる感覚もない

«「2. 見守り等」を選択できる場合»

例) うまく飲み込めないため、毎食妻が背中をトントン叩き飲み込んでいる
飲み込みがうまくいかず、口腔内にため込んでいるため声かけをしている

«「3. できない」を選択できる場合»

例) 誤えんの危険性があり、えん下は全く行えず経管栄養が行われている

注意

このような場合は「2. 見守り等」を**選択できません！**

※もしくは、審査会で適切に判断できません

例) **むせがたまにある**

→2-3 えん下は能力に関する評価となります。“たまに”の具体的な頻度に基づき、より頻回な状況に基づいて選択をします。特記事項にも、具体的な状況・むせのある回数について記載しましょう。

例) **週1~2回むせがあるため、妻が毎回見守りをしている**

→全体の食事の回数に対して少ない頻度でのむせである場合、「2. 見守り等」を選択することはできません。「1. できる」が正しい選択となります。しかし、特記事項には見守りの状況について詳しく記載しましょう。

【介護認定の状況】(R7.7.9時点)

5月申請 455件のうち審査会の予定が決まっていない数 9件

6月申請 471件のうち審査会の予定が決まっていない数 116件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 (内線 1516)



認定調査“ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

令和7年度群馬県認定調査員現任研修のお知らせ

日 程：令和8年2月27日(金) 15:00～17:00

開催方法：Zoomによるオンライン形式

内 容：要介護認定の実施方法、事例検討 等

講 師：早川 仁 氏

対 象 者：既に認定調査に従事している方

定 数：300台

※可能な限り多くの方に受講いただくため**1所属(事業所)につき1台**で入室にご協力ください。

申し込み：桐生市で取りまとめて申し込みますので、1月20日に送付しましたメールの申請書に記載の上**2月2日(月)**までにメールでお送りください。

2-1-1 ズボン等の着脱(介助の方法)

例)

80歳代女性 入院中であり、ベッド上臥床の生活で看護師が衣服の介助を行う。腰を浮かせられるため、看護師が声をかければ協力動作がある。ズボンを足に通し、腰まで引き上げることは看護師がすべて行っている。

☞「4. 全介助」を選択

腰を上げる動作があっても、足に通す、引き上げる動作が看護師により行われているため「4. 全介助」を選択します。「3. 一部介助」ではないため注意しましょう。

例)

70歳代男性 自宅で暮らしている。糖尿病であり下肢のむくみが強く、ズボンは自分で履けるが靴下は履くことができない。常に裸足で生活している。

☞「1. 介助されていない」を選択

靴下はズボンの着脱には含めません。特記事項には詳しい状況を記載し、「1. 介助されていない」を選択します。

【介護認定の状況】(R8.1.14時点)

1 1月申請 402件のうち審査会の予定が決まっていない数 13件

1 2月申請 562件のうち審査会の予定が決まっていない数 347件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 (内線 1516)



認定調査“ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

5-5 買い物

チェック

- 「買い物」の介助が行われているかどうかを評価する項目です。
- ここでいう「買い物」とは、食材、消耗品等の日用品を選び、代金を払うことです。
- ◇ 陳列棚から商品を取ることにしても含まれます。
- ◇ 日用品等の在庫管理を対象者が行っているかどうかも含みます。
- ◇ 店舗等までの移動や店舗内での移動については含みません。

注意

- 入院中や施設入所中で、消耗品等の日用品を家族や職員に依頼して買ってきてもらう(在庫管理は自分でやっている)場合は「3. 一部介助」となります。在庫管理を含め家族や職員に依頼している場合は「4. 全介助」です。
- 施設内の売店で軽食やおやつを購入することは買い物に含みません。

例) 対象者は施設入所中。週1回面会に来る家族に必要なものを買ってきてもらうと話している。食事や消耗品などの日用品は施設が用意している。

⇒この場合、施設側が日用品を準備する頻度が多いと考えられるため、「4. 全介助」を選択します。

お知らせ

先日お知らせさせていただきました、介護保険システムの移行作業に伴う要介護認定業務の手続きの変更点について再度周知いたします。

対象期間は **令和7年12月8日(月)～令和7年12月19日(金)** を予定しております。

1. 要介護・要支援認定新規申請は上記期間内でも通常対応となります。
2. 要介護・要支援認定区分変更申請、要介護・要支援認定更新申請は移行期間中にシステムへの登録ができなくなるため上記期間外での申請にご協力お願いいたします。
(更新申請では、**特例**として今回に限り主治医意見書が後日提出の場合も **12月2日(火)**から申請を受け付けます。)
3. 移行期間中の認定結果につきまして、結果通知書の送付は通常通りの対応となります。介護保険証は移行期間終了後に郵送させていただきます。

関係する皆様並びに市民の皆様にご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

【介護認定の状況】(R7.11.7時点)

9月申請 512件のうち審査会の予定が決まっていない数 11件
 10月申請 447件のうち審査会の予定が決まっていない数 118件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 (内線 1516)

